

四国中央市教育委員会外部評価委員会要綱

平成 20 年 10 月 27 日

教委告示第 3 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、四国中央市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施した事務の点検及び評価に関する審査に係る事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会から諮問のあった事務

(組織)

第 3 条 委員会は、5 人以内で組織する。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、外部評価委員会担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (平成21年5月27日教育委員会告示第13号)

この告示は、告示の日から施行する。